

議案第 27 号

前橋市印鑑登録及び証明に関する条例の改正について

令和 5 年 3 月 2 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

前橋市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和 49 年前橋市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 3 市長は、前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、外国人住民（法第 30 条の 45 に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。次条第 1 項第 3 号及び第 7 号、第 11 条第 1 項第 4 号並びに第 13 条第 4 号において同じ。）されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第 6 条第 1 項第 3 号中「旧氏の記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調整する住民票にあつては、記録。以下この号において同じ。）が」を「旧氏が記載」に、「通称の記載が」を「通称が記載」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

第 6 条第 2 項中「第 6 号」を「第 7 号」に改める。

第 11 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 外国人住民が第 5 条第 3 項の規定により印鑑の登録を受けている場合において、住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記の変更により、登録を受けている印鑑が同項に規定する印鑑に該当しないこととなったとき。

第11条第2項中「、第4号」を「から第5号まで」に、「第6号」を「第7号」に改める。

第12条第3項中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。））」に改める。

第13条に次の1号を加える。

- (4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第12条第3項の改正規定は、市規則で定める日から施行する。